

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年3月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300265号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300181号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間①から⑫までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑫までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑫までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

2 請求者のA社における請求期間①、⑧、⑪及び⑫について、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①、⑧、⑪及び⑫の別表の第1欄に掲げる賞与支給日の訂正後の標準賞与額(別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年1月28日
② 平成27年1月6日
③ 平成28年1月13日
④ 平成29年1月6日
⑤ 平成29年5月25日
⑥ 平成30年1月11日
⑦ 平成30年5月25日
⑧ 平成30年11月22日
⑨ 平成31年1月18日
⑩ 令和2年1月24日

⑪ 令和2年5月25日

⑫ 令和2年11月25日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑫までの賞与の記録がない。

賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑫までについて、請求者から提出された請求期間⑥、⑦、⑧、⑩、⑪及び⑫に係る給与支払明細書（以下「給与支払明細書」という。）、金融機関から提供された請求期間①から⑫に係る異動明細照会及びA社の業務委託先であった税理士事務所から提供された請求期間①から⑫までに係る給与所得者に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、請求者は事業主から、別表の第1欄に掲げる賞与支給日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額（請求期間①、②、③、⑥、⑨及び⑩は上限額の150万円）に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、上記給与支払明細書及び源泉徴収簿により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑫までにおける賞与に係る届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①、⑧、⑪及び⑫について、請求期間①に係る源泉徴収簿並びに請求期間⑧、⑪及び⑫に係る給与支払明細書により、請求者は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間①、⑧、⑪及び⑫に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、⑧、⑪及び⑫における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

| 請求期間 | 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 | 第5欄 |
|------|-------------|--------------|---------------------|------------------|------------------------|
| | 賞与支給日 | 賞与額に見合う標準賞与額 | 厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額 | 厚生年金特例法訂正後の標準賞与額 | 厚生年金保険法第75条本文訂正後の標準賞与額 |
| ① | 平成26年1月28日 | 150万円 | 148万2,000円 | 148万2,000円 | 150万円 |
| ② | 平成27年1月6日 | 150万円 | 150万円 | 150万円 | — |
| ③ | 平成28年1月13日 | 150万円 | 150万円 | 150万円 | — |
| ④ | 平成29年1月6日 | 147万円 | 147万6,000円 | 147万円 | — |
| ⑤ | 平成29年5月25日 | 14万1,000円 | 14万7,000円 | 14万1,000円 | — |
| ⑥ | 平成30年1月11日 | 150万円 | 150万円 | 150万円 | — |
| ⑦ | 平成30年5月25日 | 9万5,000円 | 10万円 | 9万5,000円 | — |
| ⑧ | 平成30年11月22日 | 20万5,000円 | 17万円 | 17万円 | 20万5,000円 |
| ⑨ | 平成31年1月18日 | 150万円 | 150万円 | 150万円 | — |
| ⑩ | 令和2年1月24日 | 150万円 | 150万円 | 150万円 | — |
| ⑪ | 令和2年5月25日 | 15万円 | 13万円 | 13万円 | 15万円 |
| ⑫ | 令和2年11月25日 | 15万円 | 13万円 | 13万円 | 15万円 |

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300432号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300039号

第1 結論

平成3年1月から平成5年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年1月から平成5年1月まで

私は、国民年金に加入する手続は行っていないが、請求期間の国民年金保険料について、郵送されてきた納付書により、当時勤めていた会社の勤務地近くにあった銀行で、毎月1万円程度の保険料を納付していた。当時、給料が18万円、家賃が8万円という生活の中、月々1万円は相当な負担だったので、納付した事実は忘れてくても忘れられない。納付した際に受け取った領収証や納付したことが分かる確定申告書等の資料はないが、納付したことに間違いはないので、調査の上、請求期間の年金記録を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金に加入する手続は行っていないが、請求期間の国民年金保険料を郵送されてきた納付書を使用して、主に当時勤務していた会社の近くにあったA銀行B支店(現在は、C銀行D支店)において、月額1万円程度を現金で毎月納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という)「*」(現在は基礎年金番号に統合済み)は、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日(昭和59年*月*日)に係る被保険者資格の取得処理年月日(平成4年11月2日)から、平成4年11月頃に初めて払い出されていることが推認できることから、請求者は、当該払出時点までは国民年金に加入しておらず、請求者に納付書が発行されることはなく、請求期間の国民年金保険料を納付することはできないものの、当該払出時点以降においては、当該期間の国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付により納付することが可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料をまとめて納付したことや、遡って納付したことはなく、定期的に毎月納付していたとしており、請求者の主張どおりに当該期間の国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、請求者は、国民年金の加入手続を行っていない旨陳述しているほか、社会保険オンライ

ンシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索の調査において、請求者に対して、上記とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

また、請求期間当時に請求者が住民登録していたE市は、請求者の国民年金被保険者資格の届出状況及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料については、保存期限経過により、保管していない旨回答している。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付した場所として記憶するC銀行D支店は、当該期間当時における国民年金保険料の収納に係る資料は、保存期間10年を経過しているため、保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。